

議案第5号

佐倉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月7日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

佐倉市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年佐倉市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。